

<修正後>
浪江町復興まちづくり計画
中間とりまとめ（案）

**※この資料は、これまでの部会での話し合いを
まとめたものであり、提言書として確定したもの
ではありません。**

平成 26 年 1 月

浪江町復興計画策定委員会
まちづくり計画検討部会

目次

I 復興まちづくり計画策定にあたって

- 1 復興まちづくり計画の概要
 - (1) 策定の目的
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画の対象地域
- 2 復興まちづくりにあたっての**必須**条件
 - (1) **最優先に解決すべき条件**
 - (2) **町内で生活するための条件**
 - (3) **想定する帰還開始時期**

II 復興まちづくりの考え方

- 1 復興まちづくり**4つ**の目標
- 2 復興まちづくりにあたって
 - (1) 段階的なまちづくりの**推進**
 - (2) **居住世帯数及び居住人口**の想定
 - (3) 浪江町における居住者像
 - (4) **低線量地域の整備**の考え方
 - (5) **既存中心市街地の考え方**
 - (6) 津波被災地域の復興との一体的推進
 - (7) 町外コミュニティとの関係

III 段階別まちづくり方針

- 1 **避難指示解除**に向けたまちづくり方針（平成29年3月までに準備するもの）
 - (1) **インフラの復旧**
 - (2) **防災対策**
 - (3) **交通手段**
 - (4) **公共施設の復旧・整備**
 - (5) **居住環境の整備**
 - (6) **生活環境の確保**
 - (7) **つながりの場の整備**
 - (8) **雇用の場の確保**
 - (9) **双葉郡の北の復興拠点の整備**
 - (10) **津波被災地の復興**

凡例

黒字・・・第7回部会で記載のあった内容

赤字・・・第7回部会及び委員意見により修正した内容（事前送付済みの内容）

青字・・・事前送付後に修正した内容

※句読点等軽微な修正は色を変えていない場合があります。

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

2 避難指示解除以降のまちづくり方針（平成29年3月以降の取組み）

- (1) 居住地域の拡大
- (2) 生活環境の充実
- (3) 教育環境の整備
- (4) 伝統文化施設の整備
- (5) 浪江のPR・発信機能の確保
- (6) 産業の再生・創出
- (7) 自然環境の再生・自然と調和したまちの実現

3 帰還開始時におけるまちづくりイメージ図（別添A3資料）

IV 復興まちづくり計画の実現に向けて

- 1 除染の確実な実施
- 2 復興まちづくり計画の推進体制
- 3 生活関連サービス等の担い手の確保
- 4 既存中心市街地の再生に向けた取組み着手

I 復興まちづくり計画策定にあたって

1 復興まちづくり計画の概要

(1) 策定の目的

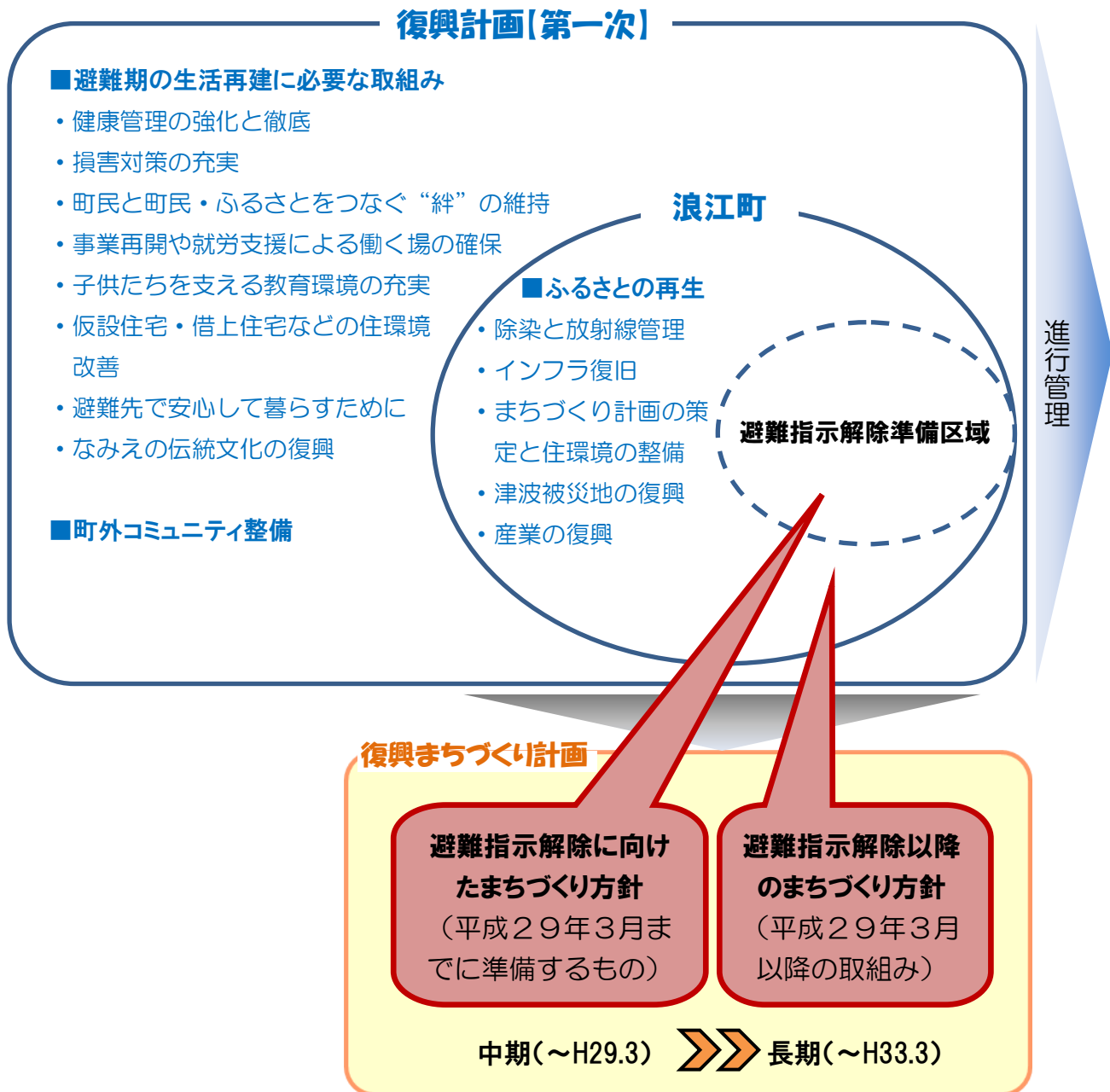
ふるさとの再生に向け、復興ビジョンや復興計画【第一次】において示された「まちづくりの方向性」をより具体化するものとして「復興まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」）」を策定します。

まちづくり計画では、平成29年3月に想定されている避難指示解除直後における「復興のスタート段階」の町について中心に扱い、その後の段階的なまちづくりについてイメージを定めます。

まちづくり計画は、町外避難先での生活、町外コミュニティでの生活など様々な「暮らしの再建」の形がある中で、浪江町内で暮らすという選択肢の一つを示したものです。そのため、この計画をもって町民のみなさんに帰還を迫るものではありません。まずは浪江町に戻りたい方や新たに浪江町に住む方が、町内での社会的な活動をスタートさせることが、ふるさと浪江町の再生の第一歩となっていくとの考えから策定するものです。

(2) 計画の位置付け

まちづくり計画は、復興計画【第一次】で示された「まちづくりの方向性」を具体化する個別計画として策定し、理念や基本方針等については、復興計画【第一次】の考え方を引継ぐこととします。ただし、被災地を取り巻く状況はめまぐるしく変化していることから、そういった変化に柔軟に対応するものとします。さらに大きな社会情勢の変化には、復興計画【第二次】の策定により対応していきます。



まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

(3) 計画の期間

まちづくり計画の計画期間は、復興計画【第一次】に基づき、震災から10年後の平成33年3月までとし、平成29年3月までを「中期」、平成33年3月までを「長期」と表記します。

(4) 計画の対象地域

平成25年4月1日、「警戒区域」「計画的避難区域」に指定されていた浪江町の各地区が、避難指示解除準備区域（年間放射線量20mSv以下）、居住制限区域（同年間20mSv超～50mSv以下）、帰還困難区域（同年間50mSv超）の3区域に再編されました。

復興計画【第一次】においては、「当面、常磐線から東側の地域を集中除染・復旧・整備し、この地域を復興の足がかりに順次常磐線西側まで拡大する」と定めています。それを受け、まちづくり計画では、当面は避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付け、この地域を集中して整備を進めるとともに、この拠点を足がかりに長期的に居住制限区域や帰還困難区域まで整備対象地域を拡大していくこととします。

なお避難指示解除準備区域内の津波被災地域は、津波被害等からの復旧状況を見ながら整備対象地域としていきます。

【資料】復興計画【第一次】とまちづくり計画の時期と整備対象地域の関係

	中期（～H29.3）	長期（～H33.3）
復興計画【第一次】	低線量地域（JR常磐線から東側の地域）	低線量地域の拡大（JR常磐線の西側の地域）
まちづくり計画	避難指示解除準備区域を重点的に、その他の区域の整備にも順次着手	避難指示解除準備区域を足がかりに、居住制限区域や帰還困難区域まで拡大

2 復興まちづくりにあたっての必須条件

(1) 最優先に解決すべき条件

浪江町は、地震や津波での被災に加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の被災地であり、現時点で帰還できる状態ではありません。復興まちづくりにあたっては、インフラ等自然災害に係る復旧の前に、除染による放射線量の低下や原子力発電所の事故の収束及び廃炉作業の着実な進展、賠償の進捗といった原子力災害特有の課題を最優先に解決することが、生活再建や安全・安心なまちを目指すうえでの必須条件です。これら条件の達成なくして、まちづくり計画の実現はありません。

(2) 町内で生活するための条件

町内での生活環境に関する条件は、個々人によって重視するものが異なるため、**必要とする**全ての条件を満たすには相当な時間がかかるものと考えられます。一方で、少しでも早く帰還したいと**考える**町民や**除染・廃炉等**の作業員等で浪江町内に滞在を**希望する**方等がいることも事実です。そこで、当面は**帰還希望に合わせて**、居住環境と最低限の生活関連サービスを優先して整備し、その後段階的に生活関連サービスや雇用環境等を充実させていくこととします。

(3) 想定する帰還開始時期

まちづくり計画では、避難指示解除の想定時期を復興計画【第一次】と同様、平成29年3月と設定しています。これは、**町の再生**に向けて準備を進める目標であり、平成29年3月という期日を優先して避難指示解除をすることを示すものではありません。

一方で、除染などまちづくりの大前提となる課題については、町が想定する帰還スケジュールに沿って作業が進むよう、町が**主体となり国・県とともに強力的に推進して**いきます。

<復興まちづくりにあたり、**最優先に達成すべき項目**>

- ①除染が計画どおりに進み、**放射線量が基準を下回る**こと
- ②生活再建に向けた**賠償の問題が解決している**こと
- ③福島第一原発事故の収束及び廃炉作業が工程表どおりに進んでいること
- ④原発の作業にあたり、モニタリングを強化したり、作業リスクを事前に知らせたりするなど、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制が確立されていること

※現在、上記条件を検証するための**基準の設定や推進体制の構築を国等へ求めて**おりますが、**未だ明確な回答が得られていない**状況です。町としても帰還に向けた考え方をまとめ、それを根拠に上記項目の達成を求めていきます。

※新たな除染計画が発表され次第、除染スケジュールを掲載

II 復興まちづくりの考え方

1 復興まちづくり4つの目標

復興まちづくりの目標を、復興計画【第一次】の基本方針に基づき設定します。

復興の基本方針(浪江町復興計画【第一次】)

- すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～
- ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引継ぐ責任～
- 被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～

○みんなで必ず取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち

私たちは大地震・大津波・原子力災害と、これまで誰も経験したことの無い過酷な災害に向き合っています。短い時間で震災前のまちを取り戻すことはできないかもしれません。それでも、小さな一歩であっても、ふるさとを取り戻す第一歩を踏み出さなければなりません。そのために、まずは避難指示解除準備区域を浪江町全体の復興拠点と位置付け、その地域で安心して暮らせる環境をつくっていきます。そして、この復興拠点を足がかりに、安全・安心の暮らしやすい浪江町を取り戻していきます。

最初の取組みとして、歩いて移動できる範囲に生活に必要な機能を集約するなど、暮らしやすいまちを目指します。

○みんながつながるまち

浪江町への帰還までには数年の時間がかかります。避難指示が解除される前であっても除染やインフラ整備の状況を確認したうえで、浪江町内に滞在できる仕組みなど、町民と浪江町のつながりを作っていきます。また、避難指示が解除されても、町外で生活を続ける町民が多くなることが想定されます。町外で暮らす町民が町内と行き来することができ、町内に住む町民と交流が図れるよう町民同士のつながりが維持できるまちづくりを目指します。

また、出身地区が異なる町民のコミュニティや浪江町に新たに住む方などとの新しいつながりにも配慮したまちづくりを進めます。

○双葉郡の北の復興拠点を担うまち

現在、復旧や廃炉に向けた拠点づくりが双葉郡の外や浜通り南部で進められています。このままでは、双葉郡が南北に分断されるだけでなく浜通り北部の孤立が危惧されます。

そのような状況ではあるものの、浪江町は双葉郡の最北に位置しており、常磐自動車道の開通により、仙台圏とのアクセスが飛躍的に向上していきます。そういった地の利を活かし、双葉郡の北の玄関口としての機能を集約していきます。

また、双葉郡の産業の拠点として、再生可能エネルギーをはじめとした新たな産業の拠点整備を目指します。特に浪江町は、福島第一原子力発電所に最もアクセスが容易な場所

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

に、低線量で生活に必要な機能を備えた地域を有しており、原子力発電所廃炉作業の北の拠点としての機能の設置を進めます。

○未来に向けて希望のあるまち

帰還が可能となり、ようやく復興に向けたスタートラインに立つことができます。町内での生業の再生や新たな企業誘致をはじめ、町の誇りであった豊かな自然を取り戻すことや伝統芸能等の浪江町固有の文化の継承、魅力的な中心市街地づくりなど、浪江町らしさを大切にしながらも大きく発展していけるまちづくりを進め、子どもたちの元気な声が聞こえる、誰にとっても魅力的なまちを目指します。

2 復興まちづくりにあたって

(1) 段階的なまちづくりの推進

復興まちづくりにあたっては、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じた段階的なまちづくりを進めていきます。

①避難指示解除に向けた取組み（平成29年3月までの考え方）

- ・避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付け、この地域を集中して帰還に向けたインフラの復旧・整備を進めます。
- ・さらに、国道6号と浪江町役場周辺を中心とした地域を「復興拠点の中心」と位置付け、商店等の生活利便施設や復興公営住宅を集約して確保します。
- ・自宅への帰還支援のほか、津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が町内の帰還可能となった地域に居住できるよう、復興公営住宅等を整備します。
- ・生活関連サービスをはじめとした事業所の再開により、雇用の場を確保します。
- ・町内の移動手段や町外の生活利便施設を結ぶ公共交通機関を整備します。
- ・農林水産業・商工業等の関係者を中心とした検討組織を立ち上げ、町内での産業再生・創出を進めます。
- ・町内に一時滞在できる施設や清掃ボランティア活動拠点、双葉郡の災害復旧、原子力発電所廃炉作業の拠点整備など、避難指示解除を待たずにできる取組みについて、放射線量等の安全を確保したうえで推進します。
- ・避難指示解除準備区域以外であっても、順次、インフラ復旧・整備等を進めます。

<浪江町全体の復興拠点>

- 避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付けます
- 当面はこの地域を集中的に復旧・整備を進めます
- 津波被災地域や放射線量の高い地域の方も浪江町内に居住できるよう、この拠点内に復興公営住宅等の住環境を整備します
- この拠点を足がかりに、居住制限区域や帰還困難区域の復旧・整備を進めます
⇒当面の復興拠点は浪江町の一部地域ですが、浪江町での生活再開を希望する全町民を対象に居住の場を確保する地域であるとともに、浪江町全域の復興の拠点として重要な地域であることから「浪江町全体の復興拠点」と位置付けます

<復興拠点の中心>

- 生活に必要な機能を集約して整備するため、「浪江町全体の復興拠点」内に「復興拠点の中心」をつくります
- 当面の「復興拠点の中心」は国道6号と浪江町役場周辺の地域とし、その地域に集約して生活利便施設や復興公営住宅等を整備していきます
- この「中心」は、段階的に既存中心市街地まで拡大していきます
⇒生活に必要な施設等を集約して整備していくことで、利便性を向上させ、暮らしやすいまちをつくります

②避難指示解除後の取組み（平成29年3月以降の考え方）

- ・上記の復興拠点を足がかりに、居住制限区域、帰還困難区域の帰還に向けたインフラ復旧・整備等を進めます。
- ・生活関連サービスを充実させていきます。
- ・既存企業の再開や新たな産業の集積による雇用の拡大を図ります。
- ・魅力的なまちの実現に向けた取組みを推進します。

(2) 居住世帯数及び居住人口の想定

<避難指示解除直後の居住世帯数>

2,500世帯(約5,000人)

平成25年8月に実施した住民意向調査（回答世帯6,132世帯、回答率63.5%）の結果では、浪江町への帰還意思のある世帯の割合は、18.8%（1,152世帯）、帰還しないと回答した世帯は37.5%（2,299世帯）、判断がつかないと回答した世帯は37.5%（2,298世帯）となっており、**居住世帯数**は流動的となっています。そのため、正確な**居住世帯数**や人口を設定することは困難と考えられますが、**インフラや住環境の整備規模を検討する上での想定として**、避難指示解除直後の**居住世帯数**を、**住民意向調査回答世帯の約4割となる2,500世帯**（現在の避難形態である**1世帯あたり2名とした場合、約5,000人**）と設定し、その後段階的に**居住世帯数**が増えていくものと想定します。なお、この**居住世帯数**には、町外に住みながら浪江町の自宅を行き来する世帯等を含むものとします。また、**その年代構成**については、住民意向調査の結果から**60代以上の世帯が半数以上**となることが想定されます。**ここに掲げた世帯のほか、町民以外の復旧・除染作業員等の町内への滞在も見込まれます。**

(3) 浪江町における居住者像

まちづくり計画が想定する町内居住者像を次のとおり示します。

- ①浪江町民で、自宅に戻る方、住宅再建する方、復興公営住宅等へ居住する方
- ②浪江町民で、町外の避難先と町内の自宅を行き来する方
- ③廃炉及び除染作業等のために町内に居住する必要がある方
- ④近隣市町村の方で、浪江町への居住を希望する方
- ⑤I ターン等で浪江町への居住を希望する方

まちづくり計画が対象と考える町内居住者は、浪江町民の方はもちろんのこと、作業員や町外の方など様々な方が居住することを想定しています。これらの方々が町中での生活をスタートさせることが、町の復興の力になっていくと考えられます。

また、町内に上記の方々が居住するにあたって、例えば幾世橋地区に津島地区の方が住む場合や浪江町民以外の方が新たに町内に住む場合など、これまでの行政区の範囲を超える新たなコミュニティが形成されることが見込まれます。こういった新たなコミュニティづくりを丁寧に進めていくことが必要です。

(4) 低線量地域の整備の考え方

避難指示解除準備区域の整備にあたっての考え方は、居住者や来町者の利便性等を考慮し、当面は国道6号と役場周辺を復興拠点の中心と位置付け、徒歩で移動できる範囲に生活利便施設や復興公営住宅を集約して整備し、段階的に既存の中心市街地まで拡大していきます。

また浪江町は、他の市町村と比べ福島第一原子力発電所に近接した場所に低線量地域を有しています。これを活かし、原発へのアクセスが容易な地域に、廃炉に向けた研究機関・施設や作業拠点の設置を積極的に進めます。

(5) 既存中心市街地の考え方

既存中心市街地は、これまで浪江町の商工業・文化等の中心として重要な役割を担ってきましたが、地震による建物の被害が大きいなど、早期に元の機能を回復することが難しいと考えられます。

しかし、魅力的な中心市街地をつくることは、浪江町の復興の核として欠かすことのできない重要な要素です。既存中心市街地の建物被害調査実施及び所有者の利用意向把握、解体による除染手法の導入等を実施し、有効な土地利用について住民・権利者・関係団体等との協議のもと、整備方針を決定していきます。

(6) 津波被災地域復興との一体的推進

津波被災地域においては、復興計画【第一次】に基づき、共同墓地の整備、防災集団移転、津波被災地域の土地利用など具体的な取り組みが進められています。まちづくり計画は、これらの取り組みも踏まえながら、町全体の生活環境等の整備に関して一体的に推進していきます。

(7) 町外コミュニティとの関係

浪江町では、帰還できるまでの間、町外で安心できる生活環境を整備することを目的に、南相馬市、いわき市及び二本松市に復興公営住宅を中心に行政機能などを備えた「町外コミュニティ」を整備することとしています。一方、応急仮設住宅の劣悪な環境からの脱却の観点から、復興公営住宅のみの整備を、受入自治体の申し出により進めています。浪江町への帰還が可能となった場合、町外コミュニティにある行政機能等については、町外コミュニティでの利便性に配慮しつつ、まちづくりの状況に合わせて、段階的に浪江町内に移行していきます。

Ⅲ 段階別まちづくり方針

1 避難指示解除に向けたまちづくり方針（平成29年3月までに準備するもの）

避難指示解除準備区域を「浪江町全体の復興拠点」と位置付け、この地域を集中的にインフラの復旧・整備を進めるとともに、生活利便施設や復興公営住宅を、国道6号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」にできるだけ集約して確保します。

また、津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が、自宅に帰還できるまでの間、町内で居住が可能となるよう、復興公営住宅等の整備を行います。

一方で、町内に一時滞在できる施設や復旧に関するボランティア活動拠点、廃炉作業等の拠点機能などの取組みについては、放射線量等の安全を確保したうえで避難指示解除を待たず積極的に推進します。

なお、避難指示解除準備区域以外であっても、順次、インフラ復旧・整備を行い、避難指示解除に向けた取組みを進めます。

(1) インフラの復旧

避難指示解除準備区域を優先して生活に必要なインフラ等を復旧・整備し、帰還開始時期までにほとんどが復旧できる見込みです。

①道路関係

【常磐自動車道】

常磐自動車道は、JR常磐線全線復旧までの間の重要な広域的交通網・避難道としての役割に加え、除染の促進に必要な道路として、計画どおり整備が進むよう強く要望していきます。

- ・広野 IC～常磐富岡 IC 間は平成25年度内、浪江 IC～山元 IC 間は平成26年度内の開通を目指して整備が進められています。これによって、平成26年度内に浪江と仙台がつながります。
- ・常磐富岡 IC～浪江 IC 間は、「平成26年度内の開通を目指す他の区間」に大きく遅れることなく開通することを目指して、整備が進められる予定です。この区間の開通をもって、常磐自動車道は全線開通となります。

【国道114号】

国道114号は避難道路として重要路線と位置付け、山間部の改良についても継続して関係機関に求めています。

- ・除染やJR常磐線の陸橋等の補修は、平成28年度中に終了します。
- ・拡幅工事の第一工区は平成26年度に舗装工事予定です。
- ・拡幅工事の第二工区は平成27年度以降に着手予定です。第二工区の拡幅に合わせた公共施設等の整備について、今後検討していきます。

【その他の道路】

上記以外の国県道及び町道については、避難指示解除準備区域内の主要幹線道路を優先的に復旧していきます。

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

- ・浜街道（県道391号広野小高線）未整備区間の改良、町道小熊田宮田線の国道6号までの延伸等の道路改良を進めます。
- ・その他の道路の復旧は、平成27年度中に完了予定です。

②上下水道関係


【上水道】

- ・既設上水道施設の復旧は、平成27年度中に完了予定です。
- ・郊外においては、一定量の水道使用が見込めず滞留水が生じ、水質の管理が難しくなることが想定されます。こういった少量使用への対応も検討します。

【下水道】

- ・既設下水道施設の復旧は、平成27年度中に完了予定です。
- ・既設浄化槽の利用を再開できるように、汚泥の処理施設の復旧を双葉地方広域市町村圏組合とともに進めます。

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	~H32年度	実施主体
道 路	「常磐自動車道」 ○広野 IC～常磐富岡 IC ○浪江 IC～山元 IC ○常磐富岡～浪江 IC	工事	工事	工事			東日本 高速道 路
	「国道114号」 ○除染・復旧 ○拡幅工事第一工区 ○拡幅工事第二工区	除染・復旧工事	工事	計画・設計・工事			国・ 県・ 町
	「その他の道路」 ○浜街道延伸 ○その他道路復旧		設計・工事	復旧工事			県・町
	「上下水道」 ○既設上水道の復旧 ○既設下水道の復旧		復旧工事	復旧工事			町
	○汚泥処理施設の復旧			復旧工事			町・ 広域圏 組合

凡 例  : 取組み実施期間(矢印の先端が完了予定時期を示します)

 : 継続的な取組み実施期間

※以下同様

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

③電気・電話関係

電気・電話の復旧は順次進められており、帰還開始までに避難指示解除準備区域について完了する予定です。また、その他の地域についても、放射線量の状況を見ながら順次復旧していきます。

④廃棄物処理関係（家庭から排出されるもの）

【ごみ処理施設】

- ・双葉地方広域市町村圏組合により、北部衛生センター（可燃ごみ処理施設）の平成26年度中の復旧を目指します。

【し尿処理施設】

- ・双葉地方広域市町村圏組合により、汚泥再生処理センター（富岡町）の平成26年度中の稼働を目指します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○電気・電話の復旧	避難指示解除区域の復旧工事				順次復旧工事		公益事業者
「廃棄物処理」							
○ごみ処理施設の復旧	復旧工事						広域圏組合
○し尿処理施設の復旧	復旧工事						

(2) 防災対策

①浪江町地域防災計画の見直し

- ・今回の災害対応や被災状況等を踏まえ、避難指示解除までに浪江町地域防災計画の見直しを行い、緊急時の物資備蓄倉庫やヘリポートなどの防災拠点施設整備、高齢者等の災害時要援護者の避難手段の確保を含めた避難システムの確立、ハザードマップの整備を図ります。
- ・震災対策としては、減災施設の規模・配置について津波シミュレーションによる減災効果の検証を行いながら整備計画を検討するとともに、国道6号へのアクセス道路の整備をはじめとした、安全な避難ルート・避難場所等の設定・確保を検討します。

②避難所・避難道等の整備

- ・浪江町地域防災計画に基づき、避難所や避難道を整備します。

③原子力災害発生時の対応

- ・原子力発電所の廃炉作業は長い期間かかる見込みであるため、帰還開始時期において作業が続いています。廃炉作業のリスクに応じた防災計画を帰還開始までに作成し、帰還した町民の安全・安心を確保します。

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	~H32 年度	実施主体
○地域防災計画の見直し		計画				町
○防災施設整備		計画・設計・工事			順次工事	
○避難システム確立		計画・システム確立			順次確立	
○ハザードマップの整備		検討・整備				
○避難所・避難道の確保		計画・確保			順次確保	
○原子力災害発生時の防災計画作成		計画				

(3) 交通手段

帰還開始直後は、**移動手段**を持たない高齢者の方々が多くなると想定されます。このため、町営バスなどの公共交通機能を確保します。

①町内での移動手段、町外への移動手段

- ・ e-まちタクシー「ぐるりんこ」や町営バスなどの再開による、町内・町外との移動手段の確保を関係者ととも**に進めます**。

② J R 常磐線の復旧

- ・ J R 常磐線の早期復旧を事業者に働きかけます。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	~H32 年度	実施主体
○町内での移動手段確保		確保に向けた調整			順次確保	町
○町外への移動手段確保		要請			順次確保	民間事業者
○JR 常磐線復旧		要請				事業者

(4) 公共施設の復旧・整備

①公共施設の復旧

- ・ 役場は**平成 25 年度当初から**復旧関連の職員を中心に業務を再開しています。
- ・ 警察署は、平成 26 年度からの**常駐**を求めます。
- ・ 消防署は、**現在浪江町役場施設の一部に常駐しておりますが、消防署庁舎が復旧するまでの間、サンシャイン浪江へ一時的に移転**します。

②ボランティア拠点の整備

- ・ 帰還開始の前後には、自宅帰還者の住宅清掃・修繕等にボランティアの支援が必要になることから、ボランティアの受け入れ体制を整備します。
- ・ ボランティアを受け入れる拠点施設は、浪江町役場の周辺にある既存施設の暫定利用を検討します。
- ・ 現在、町のボランティアセンターを担う社会福祉協議会は、避難指示解除にあわせて町内へ移転する予定となっています。

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29.3	H33.3	実施主体
「公共施設」							
○役場	再開済						町・ 県
○警察署	要請						
○消防署	常駐済						
○ボランティア拠点の整備		検討・整備			順次整備		町・ 社会福 祉協議 会

(5) 居住環境の整備

避難指示解除準備区域において自宅での生活が再開されます。また、自宅への帰還が困難な場合でも、浪江町内に居住できるように既存中心市街地の空き地・空き家の活用や新たな居住環境、復興公営住宅の整備を推進します。

自宅への帰還が困難な方向けの居住環境の整備位置は、生活利便施設を集約して確保する国道6号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」からの近接性、インフラの整備状況や用地確保等を考慮して検討します。

具体的には、復興拠点の中心や浪江東中学校東側、幾世橋小学校西側、町道小熊田宮田線改良区間南側をはじめ、津波被災地の防災集団移転先との一体的な整備を含めて検討します。

① 自宅や民間賃貸住宅による居住環境の確保

- ・自宅での生活を再開する方への自宅の補修等に係る支援を検討します。
- ・自宅の再建や空き家対策として、所有者の意向により解体除染の手法が選択できるよう、国に求めています。
- ・民間の賃貸住宅による居住環境確保についても、事業者等との連携により推進していきます。
- ・既存中心市街地の空き家を活用した居住環境の整備について、建物の被害状況や住宅内部の動物等による被害、放射線量などを把握し安全を確認したうえで進めます。

② 自力での住宅再建による居住環境の確保

- ・津波被災地域や居住制限区域、帰還困難区域の方が町内の帰還可能となった地域に居住できるよう、既存中心市街地の空き地の活用、民間事業者との連携による新たな居住地の確保等を推進していきます。
- ・津波被災地域の方が、高台等の移転先で新たな住宅を建築する際の支援を行います。
- ・居住制限区域や帰還困難区域の方が、町内の帰還可能となった地域に新たな住宅を建築する際の支援制度を国に求めます。

③復興公営住宅の整備による居住環境の確保

- ・町内での生活を再開する上で住宅を確保できない町民のために、避難指示解除に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します。
- ・町内の復興公営住宅は、居住対象者の意向に応じて、戸建・長屋・2戸1棟・集合タイプなど様々な住宅タイプについて検討し、ニーズに対応した整備を進めます。
- ・高齢者の入居に配慮し、食堂などの共用スペースや介護スペースを併設した平屋の共同住宅タイプの整備を検討します。
- ・入居者の交流や潤いのある生活を実現するため、住宅タイプや整備戸数に応じて集会所や菜園スペース等の併設を検討します。
- ・木造戸建タイプの整備にあたっては、将来的な公営住宅の譲渡も考慮した整備を検討します。
- ・復興公営住宅の整備位置は、役場周辺の空き家・空き地の活用、浪江東中学校東側や幾世橋小学校西側、町道小熊田宮田線改良区間南側をはじめ、津波被災地の防災集団移転先との一体的整備を含め、具体的な候補地を示しながら町民の意向調査を行い、最終的な位置や範囲を決定します。
- ・整備した個々の復興公営住宅への入居者決定方法は、震災前のコミュニティに配慮するなど、入居対象者の意向を踏まえて決定します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
「自宅や民間賃貸住宅による居住環境確保」 ○自宅の補修支援 ○自宅再建・空き家対策(解体除染)制度創設の要請		検討・支援策確保			支援継続		町
○民間賃貸住宅による居住環境確保		事業者との調整・確保			順次確保		町・民間事業者
「自力での住宅再建による居住環境の確保」 ○新たな居住環境確保		事業者との調整・確保			順次確保		町・民間事業者
○津波被災地域の方向け自力再建支援		支援			支援継続		町
○居住制限区域・帰還困難区域の方向け自力再建支援制度創設の要請		要請・支援					町
○復興公営住宅の整備		計画・設計・建設			順次建設		町

(6) 生活環境の確保

町内での生活を再開するためには、公共施設、医療施設、福祉施設、各種店舗などの生活利便施設が必要不可欠です。一方、避難指示解除時点における居住人口は、震災前に比べ少数になると想定されるため、サービスを効率的に受けられるようにする必要が

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

あります。このため、町内で生活をする方々の利便性や既存施設の活用等を考慮し、帰還開始時の生活利便施設を、国道6号と浪江町役場周辺の「復興拠点の中心」にできるだけ集約して確保します。

また、避難指示解除前であっても、町内におけるボランティア活動、作業員拠点や一時滞在施設の整備に併せ、必要最低限の店舗や医療施設等の生活利便施設を確保します。

①教育施設

- ・小中学校については、放射線量が低下したことなど、安心できる環境が整ったうえで子どもの帰還に合わせた再開を目指します。利用する校舎は浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校を中心に検討します。

②医療施設

- ・医療施設は、役場内に応急仮設診療所を開設済みです。
- ・帰還開始に向けて、既存医療施設を活用した診療所の開設等を推進します。

③福祉・高齢者・子育て支援施設

- ・既存施設の再開や介護・福祉等の一体型センター拠点の整備により、それらの機能を確保します。

④買い物

- ・帰還開始前の買い物は、移動販売や簡易店舗等で対応できるよう支援します。
- ・帰還開始時には、生活必需品を購入できるよう、仮設商店街の整備や既存店舗の再開を支援します。

⑤その他生活関連サービス

- ・町内では既にガソリンスタンドが再開しています。帰還に向け郵便局や金融機関、その他の生活関連サービスが確保できるよう事業者に働きかけます。
- ・町内で確保することが難しい生活関連サービスについては、近隣市町村も含め広域的に確保するとともに、その場所への移動手段を確保します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○教育施設		検討			順次確保		町
○仮設診療所開設	開設済				順次確保		
○既存医療施設を活用した診療所の開設		計画・要請			順次確保		
○介護・福祉等の一体型センター拠点整備		計画・設計・建設					
○移動販売・簡易店舗の確保		要請					町・ 民間事 業者
○仮設商店街の整備・既存店舗再開支援		検討・支援、仮設店舗整備			支援継続		
○生活関連サービスの確保		要請			順次確保		

(7) つながりの場の整備

町民が浪江町とのつながりが維持できるよう、避難指示解除前から町内に滞在できる施設を整備します。また避難指示解除後は、町内外の町民が浪江町とのつながり、町民同士のつながりをより深める場を確保します。

さらに、なみえのこころを次世代につないでいくために、文化の継承のための伝統芸能の練習や披露の場の確保、文化財の保存を推進します。

①交流施設の確保

- ・町外に避難している状況において、浪江町とのつながり、町民同士のつながりを保てる場を町内に確保する必要があります。現在、日帰りでの一時帰宅の際には、貴布祢（きふね）が休憩施設として利用可能となっています。休憩施設の利用拡大や他の休憩施設の確保について、利用者の声を踏まえ検討します。

②一時滞在施設の確保

- ・今後、帰還の準備のための滞在が可能となった際には、町民や町民の関係者が町内に滞在できる施設が必要となります。このことも踏まえ、できるだけ早い段階でいこいの村や貴布祢（きふね）の活用を推進します。
- ・不要になった木造仮設住宅の移設等による一時滞在施設の整備を検討します。
- ・これらの一時滞在施設に併設して、一時滞在の際に町民同士が交流できる談話室や情報ステーション、相談員の配置等の交流施設の確保を検討します。

③健康増進機能・文化の継承を通じたつながりの維持

- ・既存の集会所、公園、運動施設の復旧・活用を中心に、それらの施設の利用を通じた健康増進・文化の継承及び町民の交流を図ります。
- ・本災害による貴重な文化財の喪失を避けるため、文化財の仮保管等を行っています。文化財保護団体とも連携し、町内に残された文化財の保存を推進します。
- ・町内に住む方のあらゆる活躍の場が確保できるよう、上記施設を活用した生涯学習等の機会創出を図ります。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	~H32年度	実施主体
○交流施設の確保	貴布祢確保済	利用拡大・他の休憩施設確保検討				町
○一時滞在施設の確保 (交流施設の併設)		要請・整備		順次確保		町・ 民間事業者
○健康増進機能・文化の継承 を通じたつながりの維持		既存施設復旧			順次確保	町
○文化財の保存	仮保管	保存推進				
○生涯学習の機会創出		機会創出に向けた検討			機会創出	

(8) 雇用の場の確保

浪江町内では既に複数の事業者が再開を果たしています。より多くの町民が町内で生活するためには、雇用の場の確保が必要不可欠です。既存事業所や産業の再開を通じた雇用の場の確保を目指します。

①事業所の再開支援

- ・避難指示解除前でも、一定の手続きにより町内での事業再開が可能であり、既にガソリンスタンドや工場などが再開を果たしています。
- ・町内での生活には、生活関連サービスを提供する事業所の再開が不可欠です。そういった事業所の再開を通じた雇用の創出を図ります。
- ・帰町して事業を再開する事業所の支援制度について国・県へ要望します。

②農林水産業の再開

- ・農林水産業は浪江町の基幹産業であり、放射性物質による汚染等といった課題はあるものの、その再開に向け従事者を中心に再開に向けた準備を進めます。
- ・現在、県において営農再開に向けた実証研究が行われています。また、農業の再生に向けて農業者有志による検討組織が立ち上がりました。こういった取組みを進めながら、農地の保全や農業再開に向けた準備を行っていきます。
- ・請戸漁港は平成27年度中に復旧される見込みです。
- ・漁業の再開にあたり、風評被害等を克服するため新しい水産業のあり方を検討する組織が立ち上がりました。漁港の復旧に合わせて市場調査、新たなマーケット構築、放射性物質管理等に関する取組みを検討していきます。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○事業所の再開支援			再開支援		支援継続		町・県・ 民間事 業者
○農林水産業の再開			再開準備推進		取組み継続		
○請戸漁港の復旧		復旧工事					県

(9) 双葉郡の北の復興拠点の整備

浪江町は双葉郡の最北に位置し、福島第一原発の北側に低線量な地域とまちの中心を有しています。また、常磐自動車の開通により、仙台圏とのアクセスが向上していきます。このような立地条件を活かし、双葉郡の北の復興拠点としての役割を担います。

①双葉郡の北の復興拠点整備

- ・双葉郡の復旧・復興に向けた北側の拠点としての機能を整備していきます。
- ・双葉郡の北の産業拠点として、再生可能エネルギーをはじめとしたエネルギー産業や施設型農業のほか、若い世代が将来に期待をもてる産業の創出を進めます。

②北の廃炉拠点整備

- ・福島第一原発への**アクセスが容易であること**を活かし、棚塩や北幾世橋地区を中心に、町内の低線量な地域に原子力発電所の廃炉に向けた研究・作業拠点の**設置**を目指します。なお、東北電力が所有する用地については、その利活用について事業者と話し合いを進めます。
- ・復興を加速させるためには、復旧・除染・廃炉等に携わる**事業所**や作業員の**滞在施設**等を有する拠点を確保する必要があります。作業員の滞在场所については、工事業者による整備を基本としながら、ホテル等の再開を支援します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○双葉郡の北の復興拠点整備		要請・整備			順次整備		町・ 民間事業者
「北の廃炉拠点整備」 ○廃炉研究拠点・作業員拠点整備 ○作業員滞在施設確保 (ホテル等再開支援)		要請・整備			順次整備		町・ 民間事業者
		要請・確保			順次確保		

(10) 津波被災地の復興

津波被災地域は、復興計画【第一次】に基づき、共同墓地の整備、防災集団移転、津波被災地域の土地利用、請戸漁港の復旧などの取組みが進められています。津波被災地の復興は、生活関連サービスの整備など共通する課題も多いことから、復興まちづくりと一体的に推進していきます。

①共同墓地の整備

- ・津波により墓地が流失した請戸・中浜・両竹地区の共同墓地として大平山の一部に整備します。共同墓地に合わせ慰霊碑も整備し、平成26年度中の完成を目指します。

②防災集団移転促進

- ・津波被災地から高台等への**移転を進めるとともに**、移転先で宅地造成や復興公営住宅を整備します。
- ・請戸（大平山地区）、幾世橋（来福寺西地区）、棚塩（金ヶ森地区）の3カ所を中心に、津波被災者のみなさまの意向調査等により具体的な移転先や規模を決定していきます。
- ・防災集団移転に向けて、災害危険区域及び移転促進区域の設定を行います。

※災害危険区域

東日本大震災と同様の津波が発生した場合、各種の津波防護対策を実施しても浸水被害を受ける可能性が高い区域を基本として、住居等の建築物の制限を行い、住民の生命を守り、財産の損失を軽減するために設定する区域のこと。

※移転促進区域

災害危険区域のうち、住居の集団的移転を促進するために設定する区域のこと。

③津波被災地域の土地利用

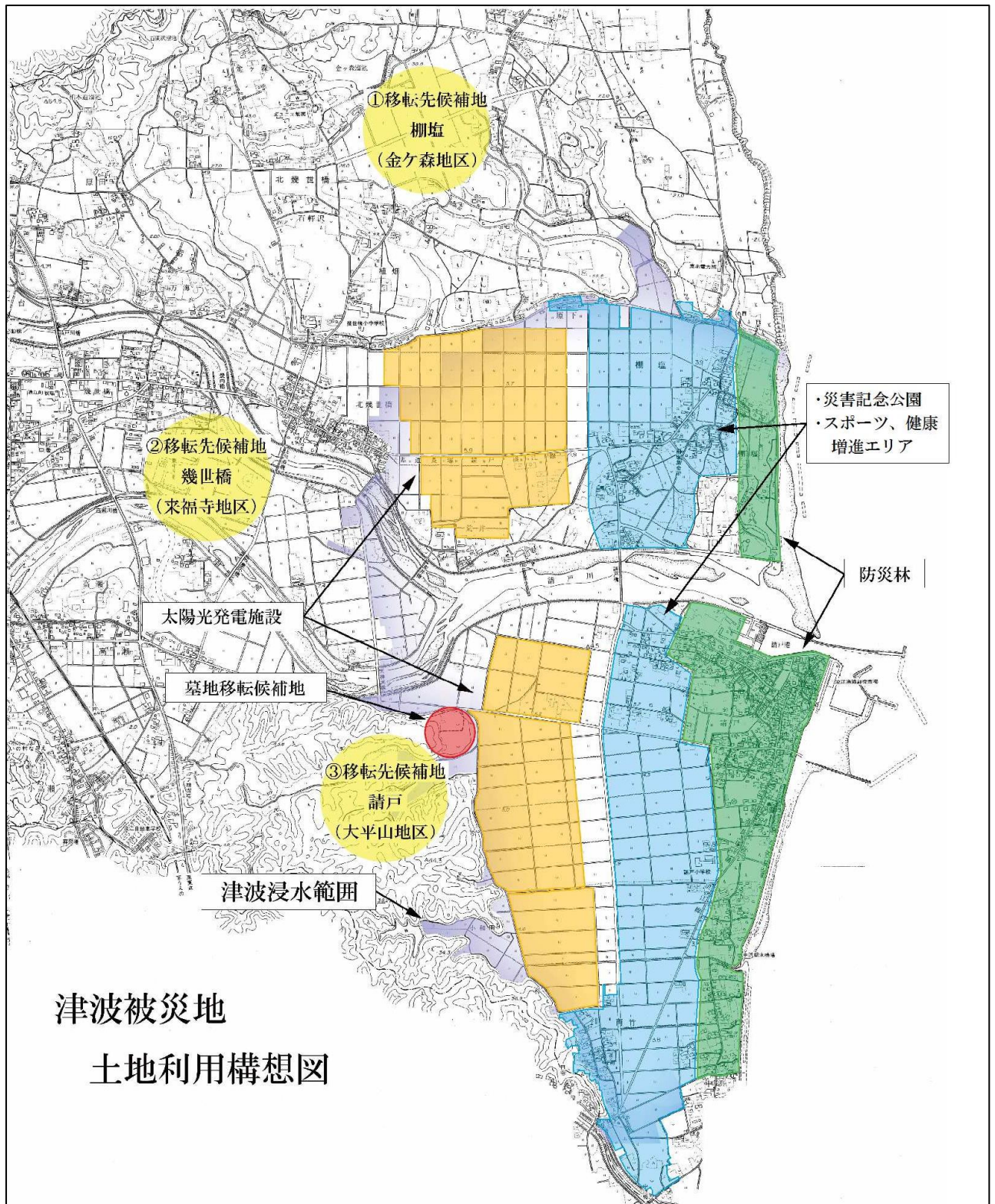
- ・津波による農機具の流出、原子力災害、塩害、農業インフラ等の損壊により従来の農地としての利用が困難な状況、さらに農業者の再開意欲の著しい低下を鑑み、浜街道（県道391号広野小高線）西側の農地で太陽光発電事業を検討します。現在、事業の実現性に向けて検討を進めています。
- ・海岸堤防から約200メートルの範囲は、県において海岸防災林の整備を予定しています。
- ・浜街道（県道391号広野小高線）の東側には、災害廃棄物仮置場と仮設処理施設（焼却処理施設）が設置され、平成26年度以降に保管・処理を始めます。処理終了後は解体され、原状回復される見込みです。
- ・災害廃棄物仮置場と仮設処理施設の解体後の土地利用については、「鎮魂の森」などといった災害記念公園やスポーツ・健康増進エリアとしての整備を進めます。

④請戸漁港の復旧

- ・漁業の再開は浪江町の産業復興の一つとして重要であることから、請戸漁港施設の復旧を目指します。
- ・漁港施設は、原形復旧を基本として平成27年度中の完了を目指します。平成25年度には防波堤の復旧工事に着手しました。
- ・一方で、原子力災害に伴う風評被害の懸念もあることから、漁業者や専門家、行政等で構成する「浪江町水産業協働委員会」が発足し、浪江町の水産業を再生・発展させるための新しい水産業の形を検討しています。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	H33.3	実施主体
○共同墓地の整備	整備工事						町
○防災集団移転促進	計画・設計・整備工事						町
○災害廃棄物仮置場・仮設処理施設（焼却処理施設）設置	整備工事	保管・処理					国
○請戸漁港の復旧（再掲）	復旧工事						県

津波被災地の土地利用構想図



2 避難指示解除以降のまちづくり方針（平成29年3月以降の取組み）

浪江町全体の復興拠点となる地域（避難指示解除準備区域）を足がかりに、居住制限区域や帰還困難区域の帰還に向けたインフラ復旧・整備等を進めます。町内での生活環境のさらなる充実を図るとともに、居住地域の拡大に合わせた生活関連サービスの確保を推進します。また、段階的な既存企業の再開による雇用の拡大を図ります。

さらに、震災の記録やまちの歴史を発信する体制・施設の整備や町の誇りである豊かな自然を活かした観光地の整備、新たな産業の誘致、子どもたちのための教育環境の充実、魅力ある中心市街地づくりなどを通し、誰にとっても住みやすく、魅力的なまちを目指します。

(1) 居住地域の拡大

- ・除染の進捗等に合わせ、居住環境や生活関連サービスを確保する地域を順次拡大します。
- ・町民だけでなく、近隣市町村の被災者の受け入れや新たな住民を確保するための居住地域を検討します。

	H29.3				H33.3	
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	~H32年度	実施主体
「居住地域の拡大」 ○除染の進捗等に合わせた居住地域・生活関連サービスの拡大 ○新たな住民の受け入れ検討					順次拡大 →	町・ 民間事 業者
		検討・受け入れ →				

(2) 生活環境の充実

- ・町内生活者の増加に合わせて、交流・健康増進に係る施設や取組みの充実を図ります。
- ・高齢者の方も安心して暮らせるよう、介護・福祉施設等の充実を図ります。
- ・若者や町民以外の人々を呼び込むために、町内での余暇活動を充実させる場の確保を検討します。
- ・魅力的なまちを目指すうえで、既存中心市街地の再生は欠かせません。魅力ある中心市街地づくりについて、住民・権利者・関係者等との協議のもと進めていきます。

	H29.3				H33.3	
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	~H32年度	実施主体
○交流・健康増進機能の充実		検討・施設等充実 →				町・ 民間事 業者
○介護・福祉施設の充実		検討・施設等充実 →				
○余暇活動の場確保		検討・場の確保 →				
○既存中心市街地の再生		関係者による検討・整備 →				

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

(3) 教育環境の整備

- ・子どもの声の聞こえるまちを目指すため、教育環境の充実を図ります。
- ・町民一人ひとりがいきがいのある生活を送るとともに、復興の役割を担い浪江を支えていくために、教育機関等と連携した生涯学習環境を確保します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	~H32年度	H33.3	実施主体
○教育環境の充実				検討・教育環境充実				町
○生涯学習環境の確保				検討・環境確保				

(4) 伝統文化の保護・継承体制と施設の整備

- ・町の伝統文化の保護・継承や震災の記憶を次代に伝えるための体制と施設を整備します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	~H32年度	H33.3	実施主体
○伝統文化や震災を伝える体制と施設の整備				検討・体制、施設整備				町

(5) 浪江のPR・発信機能の確保

- ・ふるさとの再生を実現させる上で、観光客や視察者等のより多くの人を町に呼び込むために、既存宿泊施設の再開や地場産業、なみえ焼そば等をPR・発信するための場の確保を検討します。
- ・Iターン希望者等の新たな住民を呼び込む上で、浪江の復興状況等をPR・発信していきます。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	~H32年度	H33.3	実施主体
○宿泊施設の再開支援				検討・支援				町・
○地場産業等PR・発信の場確保				検討・場の確保				民間事業者
○復興状況のPR・発信によるIターン者等の増加				PR・発信・Iターン者増				町

まちづくり計画検討部会 中間とりまとめ(案)

(6) 産業の再生・創出

- ・農林漁業の再生には、風評被害や担い手不足等様々な課題が山積しています。
- ・このため、復興計画【第一次】に基づき、漁業ふ化事業関連産業や施設型農業産業、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化への転換により、生産品のブランド化や中間コストの削減、雇用の拡大を図り、町全体の産業の活性化を図ることを検討します。
- ・既存産業の再開支援やバイオマスエネルギー産業、先進医療・放射線医療の研究機関、高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積等新たな産業の誘致・創出による雇用の確保を図ります。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	~H32年度	H33.3	実施主体
○農林漁業の再生						検討・再生		町・ 民間事 業者
○既存産業の再開支援						検討・再開支援		
○新たな産業の誘致・創出						誘致・創出		

(7) 自然環境の再生・自然と調和したまちの実現

- ・浪江町は、海・山・川に囲まれた自然豊かな土地であり、これらの自然環境は貴重な財産です。この自然環境を放射能汚染から再生し、次代に引き継ぐことはふるさとの再生に欠かすことができません。
- ・自然環境の再生に向けた森林や河川の除染の早期実現を国に働きかけていくとともに、その実現に向けた様々な取り組みを積極的に支援します。
- ・太陽光発電・バイオマス発電などの再生可能エネルギーの積極的な導入や建設副産物の再資源化の取り組み、緑化の推進等により、自然と調和したまちの実現を目指します。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29.3	~H32年度	H33.3	実施主体
○山林等の除染促進の要請・取組み支援						要請・取組み支援		国・町
○再生可能エネルギーの導入						検討・導入		町・ 民間事 業者
○建設副産物の再資源化						検討・取組み推進		
○緑化の推進						検討・取組み推進		町・ 民間事 業者・ 町民

IV 復興まちづくり計画の実現に向けて

1 除染の確実な実施

除染による放射線量の低下は、復興まちづくりに向けた必須条件です。町が想定する帰還スケジュールに沿って作業が進むよう町が主体となり国・県とともに強く進める必要があります。

- ⇒ 除染作業の早急な進捗について、国等に強く求めています。
- ・安心できる生活圏形成のため、森林や河川の除染についても強く求めます。
- ・除染作業が町民の納得のもとで進められるよう、除染作業を請け負った業者に説明会の開催、町民の立会の機会等を求めています。

2 復興まちづくり計画の推進体制

復興まちづくり計画の実現にあたっては、計画の実施主体や協力機関が行政だけでなく、町民や町民団体、民間事業者、関係機関等多岐にわたることから、これらの関係者間の協力により、計画の推進体制を構築します。

- ⇒ 町民との情報共有はもとより、関係者への情報発信・計画推進の働きかけを町が主体となり積極的に行います。
- ・地区ごとの意見や課題の把握を町が積極的に行い、計画に反映します。
- ・個別課題の解決に向けた計画策定等の取り組みを関係者・専門家等との協力のもと早急に開始します。
- ・復興まちづくり計画を確実に実施するため、推進体制の検証や計画の進行管理を行います。

3 生活関連サービス等の担い手の確保

町内での生活を再開する上では、一定の生活関連サービスの確保が必要不可欠となりますが、単に施設の整備・確保ができたとしてもそのサービスの担い手が確保できなければ必要な機能を確保できません。

特に医療・福祉の従事者については、全国的に不足している中、町内での確保が可能であるかは不透明な状況です。今後、超高齢化社会となることが想定される中で、高齢者を支える担い手は必要不可欠ですが、事業者独自の努力や町の施策ではそういった課題を乗り越えることは困難です。

また、店舗・事業所等についても、帰還人口やその他の需要動向によっては、町内での経営が難しいことも考えられます。

- ⇒ 全国的な高齢化社会のモデル地区として、国・県等へ支援策を求めて行きます。
- ・特区制度の導入による担い手の確保や支援策を検討します。
- ・町内における生活関連サービスの確保が困難な場合には、近隣市町村との連携による確保を含めて検討します。
- ・生涯学習の充実により、高齢者の方が元気に活躍できる環境をつくります。

4 既存中心市街地の再生に向けた取り組み着手

浪江町の復興において、これまで商工業・文化等の中心として重要な役割を担ってきた既存中心市街地の再生は欠かせません。

一方で、震災による建物被害、除染と解体との関係、さらに震災前から中心市街地の商業機能が低下していた状況を踏まえると、早期に機能回復することは難しいと考えられます。

- ⇒ ・既存中心市街地の建物被害調査実施及び所有者の利用意向把握により、空き家・空き地の発生量・位置を把握します。
- ・解体による除染手法の導入を国に要望します。
 - ・ふるさとの風景等守るべきものと既存中心市街地の再生のために変えるべきものを考慮し、そのための有効な土地利用等について、住民・権利者・関係者等との協議のもと、整備方針を決定していきます。